

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向

国土交通省
平成20年6月

基本的な考え方

- ・ 国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・ 全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

見直しの考え方

国が責任を持つべき道路・・・(1)高規格幹線道路

(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路

(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路

都道府県等への移管対象となる道路・・・主に地域内交通を分担する道路

(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

見直しの手順

見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ

地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管

(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

直轄国道の見直しの具体的な方向(2)

直轄国道の要件

(合計:約21,500km)

対応(案)

(1) 高規格幹線道路の
区間

引き続き直轄管理

(2) 県庁所在地等の
重要都市間を効率的・効果的に連絡する
一般国道の区間

引き続き直轄管理

直轄区間要件の適用の厳格化

以下の要件に該当する区間が都道府県等への移管候補

- 基準 同一都府県内に起終点がある区間
- 基準 バイパスの現道区間
- 基準 その一部が都府県等管理となっている路線の区間
- 基準 その他重要都市の要件を厳格に適用する区間

→ 直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補

関係都道府県等の
意見を聴いた上で
移管

広域的な交通の状況や
災害時における高速交通の
代替機能等について十分配慮しつ
つ、都道府県等と調整

事業中の箇所もあることから、
移管の時期や方法について検討

(3) 重要な港湾・空港と(1)、
(2)を効率的・効果的に
連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

一級河川の見直しの具体的な方向(1)

基本的な考え方

- 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し



社会情勢の変化

見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

見直しの手順

見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ

地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管

(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

対 応 (案)

留 意 事 項

一の都道府県で完結する53水系

できる限り都道府県に移管

移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系
- } 60%程度

都道府県への移管候補は、40%程度

個別河川の地方への移管に当たっては、技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備
 現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要

- 水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討